

安全保障理事会決議 2410 (2018)

2018年4月10日、安全保障理事会第8226回会合にて採択

安全保障理事会は、

ハイチに関する安保理の従前の諸決議、とりわけ安保理諸決議 2350 (2017)、2313 (2016)、2243 (2015)、2180 (2014)、2119 (2013)、2070 (2012)、2012 (2011)、1944 (2010)、1927 (2010)、1908 (2010)、1892 (2009)、1840 (2008)、1780 (2007)、1743 (2007)、1702 (2006)、1658 (2006)、1608 (2005)、1601 (2005)、1576 (2004)、1529 (2004)、および 1542 (2004) を再確認し、

国際連合ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) の支援を得たものを含めて、過去一年間、ハイチが安定と民主主義、安全と人道状況を強化することにおける改善、および権限の平和的移行を通してハイチの民主主義的な制度の定着に向けた相当な進展を遂げてきたことを認識し、

ハイチの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

全体的な治安状況が、決議 2350 (2017) の採択以来安定したままであることを認識し、MINUSTAH の終結およびその軍事的能力の縮小並びに国際連合ハイチ司法支援ミッション (MINUJUSTH) への秩序ある移行を許可し、

法の支配制度を強化するハイチ政府 (以下「同政府」) の全ての部局を支援すること、ハイチの治安状況を改善することをそれに可能にするためハイチ国家警察 (HNP) を更に開発すること、そして人権監視、報告および分析に従事することにおける MINUJUSTH の役割に留意し、またとりわけ同政府の能力を築くこと、過去数年の業績を固めることそして基礎を置くことにおいて、ハイチの長期の安全と発展に対する国際連合と国際社会の継続した支援の重要性を強調し、同時にハイチ当局に対し、不安定の長年のリスクに対処することを奨励し、

安保理諸決議 1645 (2005) と 2282 (2016) を想起し、そしてハイチにおける相互に結び付いた課題の性質に対処するためのその平和構築と持続的平和の戦略を実施することにおける同政府の主要

な責任を再確認し、平和構築と持続的平和に対する持続可能な発展の貢献を強調し、そしてこれに関連して、国の主体的取組、包摂性および社会のあらゆる階層の必要性が考慮されることを確実にするため市民社会が国の平和構築過程と目的を先に進めるために果たすことができる役割の重要性を強調し、

ハイチが、かなりの人道的課題に直面し続けていることを認めそして国の再建における進展および効果的なまた調整された国際的な開発援助とこの援助から利益を得るハイチの制度的能力の増加を通じたその社会的並びに経済的発展が、永続的かつ持続可能な安定を達成することに対して非常に重要であることを確認し、

リスク削減および自然災害に対する国の極端な脆弱性に対処する備えにおける取組、政府が国際連合国別現地チーム（UNCT）の援助を得て指導的役割を果たしていることにおける取組を含む、その社会的、経済的および環境の次元において、持続可能な開発により伴われることになっている安全の必要性をくり返し表明し、

決議 2388（2017）に沿って、人身取引に効果的に取り組むこと、並びに国際法に従って、越境組織犯罪のその他の形態、特にハイチにおける薬物と武器の取引、と闘うことにおいて同政府に対する支援を続けるために、国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）および適切な場合にはその他の国際的な関係者との協力において MINUJUSTH に対する安保理の支援をくり返し表明し、

国際連合の「ハイチにおけるコレラに対する新しい対処方法」に関する総会決議 A/RES/71/161 を想起し、コレラの疑いのある患者の削減に関する継続した進展に留意しそしてハイチにおけるコレラと闘う国連の取組に対する国際社会の継続した支援の重要性を再確認し、

治安素乱に反応しそして安全上の脅威を管理するため HNP をより良く準備させるための 2017–2021 年ハイチ国家警察戦略策定計画に対する同政府およびその国際的なまた地域的な協力機関からの効果的な支援および国際的な支援に対する必要性を削減することの重要性を強調し、

平和維持活動の性能データを含む、平和維持活動の有効性に関連したデータが、明快なまた十分に特定された達成条件に基づいて、ミッションの活動の分析と評価を改善するために用いられることを確保することを事務総長に要請している、諸決議 2378（2017）と 2382（2017）を想起し、

公正な裁判に対する権利を尊重すること、司法へのアクセスを促進すること、腐敗や刑事責任の免除と闘うこと、犯罪行為、性的およびジェンダーに基づく暴力と闘うこと、そして説明責任を確保することを含む、国の人権機関を強化すること、並びに女性と子どもを含む、人権に対する尊重は、ハイチにおける法の支配と安全を促進するために全て欠くことができないことを認識し、

MINUJUSTH と UNCT との間の緊密な調整の重要性を更に確認し、そして2年の基準に照らして評価された出口戦略と連帯して、MINUJUSTH が、派遣団の縮小について準備するその能力における格差に対処するための方法を特定するため UNCT と緊密に活動することを促し、そして MINUJUSTH、UNCT および全ての関連する国連機関に対し、同政府と協議して、これらの責任の移転において緊密に調整することを更に促し、

基準に照らして評価された出口戦略を含む、2018年3月20日の事務総長報告書（S/2018/241）を歓迎し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全に関するその主要な責任に注意し、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. ハイチにおける法の支配機関を強化し、さらに HNP を支援しまた開発し、そして必要に応じて更新のための必要性を再検討する意図で、人権の監視、報告および分析に従事する同政府を支援するため 2019年4月15日まで MINUJUSTH の職務権限を延長することを決定する。

2. ハイチにおける法の支配を改善する枠組において、司法部門および HNP の能力を強化することは、同国の安全上の必要性について時宜を得たまた十分な責任を負うことを同政府に可能にするために欠くことができないことを再確認する。

3. MINUJUSTH の警察部門は、2018年10月15日まで七つの編成された警察部隊（FPU）と 295名の個々の警察官（IPO）を維持し、そしてハイチにおける徐々に発展している治安状況とそれに応じた調整を考慮している何らかの縮小で、MINUJUSTH の警察部門は、2018年10月15日と 2019

年4月15日の間に五つのFPUに下方調整されまた2019年4月15日まで295名の個々の警察官を維持することを決定する。

4. 事務総長に対し、2018年6月1日から始まる90日毎の報告において、職務権限履行の失敗のあらゆる事例とそれらに対処するために取られた措置を含めて、本決議の履行について安保理に報告することを要請する。

5. 事務総長に対し、彼の2018年6月1日報告書において、同政府およびUNCTと協力して、2018年3月20日の事務総長報告書に含まれた二年間の出口戦略に定められたように、UNCTと調整して、同政府に対して任務と責任を移行するという目標で、達成条件を達成するための具体的な期日と指標を更に策定することを更に要請する。

6. 事務総長に対し、2018年6月1日から始まる90日報告書において、基準に照らして評価された出口戦略を履行することの進展について安保理に報告すること、またこれらの報告書が、戦略における指標の提供、重要な段階、達成条件達成のための目標およびミッションの人員配置に対する進展を含むことを要請する。

7. その職務権限における法の支配任務のもとでのMINUJUSTHと共にまた基準に照らして評価された二年の出口戦略に従って活動している、同政府に対し、刑法および刑事訴訟法草案を採択すること、ハイチの司法と矯正制度を強化すること、司法、矯正並びに警察部門における内部監査および説明責任メカニズムを増やすこと、議会選挙評議会を設立すること、法整備支援法を採択すること、長期の公判前勾留の問題に対処すること、そして共同体暴力の削減努力を実施することを含む、達成条件を実施することに向けた特に活動を実行することを奨励する。

8. 事務総長が、彼の2018年9月1日報告書において、UNCTと調整して、2019年10月15日までに任務を縮小しそしてUNCTの関連活動と計画の規模をおおよそ拡大するため、一方でそれと同時に、二年間の出口戦略で特定された達成条件に基礎を置きつつ、同政府に対する移譲のための任務と責任の移行についての期限に関する最新情報を、安保理に提出することを更に要請する。

9. 事務総長に対し、2019年2月1日までにハイチに対する戦略評価ミッションを実施すること、

そしてこれに基づいて、遅くとも 2019 年 3 月 1 日までに第四回 90 日報告書において、縮小および出口のための何らかの勧告を含めて、ハイチにおける将来の国際連合の役割に関する勧告を安保理に提出することを要請する。

10. 現場での安全状況の安全保障理事会の再検討および安定を確保するハイチの全体的な能力に基づいて、2019 年 10 月 15 日になると直ぐに始まる MINUJUSTH の撤退およびハイチにおける平和維持活動でない国際連合駐留への移行を審議する安保理の意図を確認する。

11. 必要に応じて国際社会の支援を得て、ハイチの安定の欠くことのできない要素として HNP と司法制度による人権の尊重と保護を確保するためあらゆる適切な措置を講じる同政府の緊急性を強調し、そして MINUJUSTH に対し、これに関連してその職務権限に沿って監視と支援を提供することを求める。

12. 事務総長特別代表に対し、法の支配に向けた進展に対する政治的課題に対処することと組織的な進展のための機運を創り出すことを目的とした政治的戦略の策定のため同政府と緊密な調整を通じたものを含めて、職務権限の完全実施を確保するため政治的レベルで周旋と政策提言役割を果たし続けることを要請する。

13. 事務総長特別代表および MINUJUSTH に対し、同政府と緊密に調整することを要請し、そして同政府に対し、MINUJUSTH の職務権限と機能することを促進することを求める。

14. MINUJUSTH に対し、HNP を支援しそして開発するその職務権限を実施するためにあらゆる必要な手段を使う権限を与える。

15. MINUJUSTH に対し、必要に応じて、その能力と展開の地区の範囲内で、物理的暴力の差し迫った脅威の下にある文民を保護する権限を更に与える。

16. 事務総長に対し、MINUJUSTH が、同国全体にまた HNP を支援して迅速に治安部隊を展開するため、適切な航空資産と医療支援を含む、能力を維持することを確保することを要請する。

17. その職務権限の全体を通じた分野横断的な問題としてまた全てのレベルで女性の完全かつ効果的な参加、関与および代表を確保することにおいて政府を支援するため、ジェンダーの主流化を十分に考慮している MINUJUSTH の重要性を再確認する。

18. 運用準備の保証と能力改善政策を履行し、警察部隊を含む派遣団の能力再検討を実施し、そして国際連合要員の展開、帰還に関する業績データ通知決定を確実にする平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）に影響力を行使する国連平和維持活動における業績の文化を標準化するため事務総長により着手された自発的活動を歓迎し、そして事務総長に対し、これに関連した彼の取組を継続することを求める。

19. 安保理決議 2272（2016）、およびその他の全ての関連する国際連合諸決議を想起し、事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の全ての MINUJUSTH 要員の完全遵守を確保するため必要な措置を講じること、そして安保理に知らせ続けることを要請した警察要員提供諸国に対し、不正行為の事例を防止するためのその取組を倍加しそして自らの要員が関与している行為が信頼に足るまた透明なやり方で適切に調査されそして責任を有する者が責任を問われることを確実にすることを促す。

20. ハイチにおける条件を再検討し続け、そして MINUJUSTH の職務権限とハイチが恒久的な安全と安定に向けて行ってきた進展を保存するため、必要に応じて、警察部隊のレベルを、適合させることを審議する、安保理の意図を表明する。

21. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。